

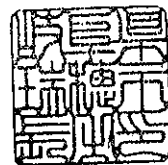
平成26年第1回瑞穂市議会定例会に付議した瑞穂市（仮称）大月運動公園整備事業についての住民の意思を問う住民投票条例の制定についての議案の審議の結果は、次のとおりである。よって、地方自治法施行令第98条第2項の規定により公表する。

瑞穂市告示第38号

平成26年3月7日に受理した地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による条例の制定の請求について同法第3項により議会に付議した結果を同法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第2項に基づき、次のとおり告示する。

平成26年3月19日

瑞穂市長 堀 孝 正



記

1 付議した議会

平成26年第1回瑞穂市議会定例会

2 付議した日

平成26年3月18日

3 議案名

議案第34号 瑞穂市（仮称）大月運動公園整備事業について住民の意思を問う住民投票条例について

4 議会の審議の結果

否決